



の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

○身体障害者手帳
○戦傷病者手帳
○療育手帳
○精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書、印鑑を持参して役場にて申請をしてください。

また、車いす輸送車等構造上専ら身体障害者を輸送するための設備を整えた車両も減免でできる場合がありますので、税務課までお問合せください。申請には、構造とナンバーが分かる写真、納税通知書、印鑑が必要です。

●申請期限 6月1日(月)

減免申請の期限は6月1日ですが、事務処理の都合上、**5月25日(月)**までの申請にご協力をお願いします。

●問合せ先
総務部税務課

自動車税種別割の納税をお忘れなく

6月1日(月)は、自動車税種別割(旧…自動車税)の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、4月30日(木)に県税事務所から納税通知書をお送りします。お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキング、クレジットカード(決済手数料がかかります)やPayDでも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、県税事務所に連絡ください。

●問合せ先

西尾張県税事務所

☎ 0586-4513170

(ダイヤルイン)

ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

飛島村消防団

幹部・新分団長の紹介をします

団長 中島 崇
副団長 佐野 貴紀・久野 聖二

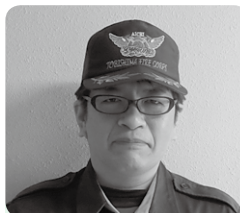
第1分団



坂元 真人

分団員一同飛島村の防災に努めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第2分団



松林 裕介

分団員や他の分団の皆さんと協力して日々の防災活動に努めたいと思います。

第3分団



福田 和也

地域の皆様が安心して暮らせるよう、ほかの分団と協力し、飛島村の防災活動に励みます。

第4分団



阿部 竜也

地域の皆様の為に安心して暮らせるように分団員と協力し努めていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

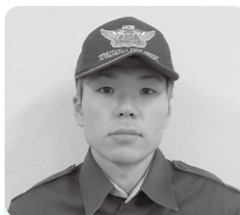
第5分団



鈴木 貴大

分団員と力を合わせ地域の防災活動に尽力していきます。

第6分団



服部 允

地域の方が安心して暮らせるよう分団全員で防災活動に努めます。

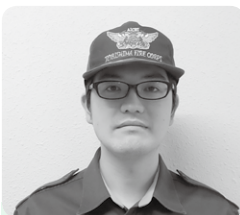
第7分団



伊藤 正樹

地域の皆様の安全に貢献すべく、団員一丸となって頑張ります。

本部分団



諏訪 翔大

他の分団と協力し、飛島村の防火・防災活動に努めます。

「二〇二〇年工業統計調査」に 回答ください

総務省・経済産業省では、6月1日を調査日として「二〇二〇年工業統計調査」を全国一斉に実施します。

調査は、製造業を営む事業所を対象に、一年間の製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

この調査は、国の重要な統計調査であり、調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、大学や民間の研究機関、小・中・高等学校の教材などにおいて広く利用されています。

調査をお願いする事業所には、5月中旬から統計調査員が調査票を持って伺いするか、国から直接郵送で届きますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

なお、調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な内容でご記入いただきますようお願いいたします。

●問合せ先

愛知県県民文化局統計課

☎ 052-954-6106

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村」における空き家等対策に関する協定を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。（個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。）

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

☎ 052-522-2567

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！
空き家総合相談窓口

ご案内
☎ 052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体…など
- 住宅診断
- 税金・法律関係

まずはご相談ください！

 建物の老朽化
  賃貸・借主環境の悪化
  放火による火事・火災
  不審者(動物)の侵入

巡回消費生活相談の 当面中止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、これまで6市町村（愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村）で毎週1回開催していました巡回消費生活相談を当面の間、中止いたします。

なお、海部地域消費生活センターでの相談業務（平日午前9時～午後4時30分）は実施していますので、ご相談のある方は、まずは電話での相談を優先し、お問合せください。

●問合せ先

海部地域消費生活センター

☎ 23-0150

津島市西柳原町1丁目14番

愛知県海部総合庁舎1階



海部苗木花き展示品 評会即売会(中止)の ご案内

例年、海部地域の農家が生産した鉢花、切花、観葉植物を一堂に集めた花のイベントを開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催「中止」とさせていただきます。開催を楽しみにされていた皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご了承いただきますようお願いいたします。

●中止内容

- ① 花の即売会
- ② 花育教室(寄せ植えなどお子さん向けの内容)
- ③ 品評会優秀作品展示

●日 時

5月9日(土)・10日(日)

午前10時～午後4時

●場 所

海南こどもの国

●問合せ先

海部苗木花卉生産組合連合会事務局（愛知県海部農林水産事務所農政課内）

☎ 24-2111